

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）…………… 1
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）…………… 10
- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）…………… 11
- 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）…………… 17
- 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）…………… 18

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例その他道路整備事業（道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業をいう。）に係る国の財政上の特別措置を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（削る。）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源に関する特例その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「道路整備事業」とは、次に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに当該道路の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業をいう。</p> <p>一 高速自動車国道</p> <p>二 一般国道</p> <p>三 都道府県道又は市町村道であつて、政令で定めるもの</p> <p>2 この法律において「道路整備費」とは、道路整備事業の実施に要する国が支弁する経費をいう。</p> <p>3 この法律において「揮発油税等の収入額の予算額」とは一會計年度の揮発油税の収入額の予算額の全額に相当する金額及び当該会計年度の石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額をいい、「揮発油税等の収入額の決算額」とは一會計年度の揮発油税の収入額の決算額の全額に相当する金額及び当該会計年度の石油ガス税の収入額の決算額の二分の一</p>

に相当する金額の合算額をいう。

4 この法律において「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下単に「会社」という。）が行うものをいう。

一 高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第九号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第七号に規定する料金をいう。以下同じ。）の額の設定（同号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

（道路整備費の財源）

第三条 政府は、平成二十年度以降十箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬ。ただし、その金額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額
二 当該年度の前年度以前で平成二十年度以降の各年度の揮発油税等の収入額の決算額（当該年度の前年度については、揮

（削る。）

発油税等の収入額の予算額)の合計額が当該各年度の道路整備費の決算額(当該年度の前年度については、道路整備費の予算額)の合計額を超えるときは、当該超える額

2| 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が、同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足し、又は当該揮発油税等の収入額の決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「合算額に相当する金額」とあるのは、「合算額(当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは当該合算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額を超えるときは当該合算額から当該超える額を控除した額)に相当する金額」とする。

3| 政府は、平成二十九年年度末における第一項各号に掲げる額の合算額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、平成三十年度以降の各年度の道路整備費の予算額の合計額が当該超える額に相当する金額に達するまでの間、毎年度、当該超える額の全部又は一部に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬ。

4| 政府は、平成二十年度以降十箇年間は、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定による措置を講じてもお道路整備費の財源に不足を生ずると認められるときは、第一項に定めるもののほか、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

5| 国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による措置を講じて平成二十年度以降十箇年間に進行すべき道路整備事業の量の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6| 前項の道路整備事業の量は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する社会資本整備重

点計画に即したものでなければならない。

7 国土交通大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の道路整備事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

8 国土交通大臣は、第五項の規定による閣議の決定後五年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、同項の道路整備事業の量について検討を加え、必要があると認めるときは、当該道路整備事業の量の変更の案を作成するものとする。

9 第五項から第七項までの規定は、第五項の道路整備事業の量の変更について準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第二条 (略)

(国の負担又は補助の割合の特例)

第四条 (略)

(地方道路整備臨時交付金)

第五条 国は、地方公共団体に対し、平成二十年度以降十箇年間は、毎年度、第二条第一項第二号又は第三号に掲げる道路の舗装その他の改築又は修繕に関する事業で次に掲げる基準に適合するものうち、当該十箇年間に実施する必要があると認められる事業(以下「交付金対象事業」という。)に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。

一 当該事業の規模が国土交通大臣の定める基準を超えないものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために行われる必要があると認められるものであること。

四 一定の地域において一体として行われるものであること。

- 5 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。
- 2 前項の交付金（以下「地方道路整備臨時交付金」という。）の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の四分の一に相当する額を限度とする。
- 3 当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足し、又は当該決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「予算額」とあるのは、「予算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額を超えるときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額から当該超える額を控除した額）」とする。
- 4 地方公共団体は、地方道路整備臨時交付金を充てて交付金対象事業を実施しようとするときは、各年度ごとに、その年度の当該交付金対象事業の実施に関する計画を作成し、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 5 地方公共団体は、前項の規定により当該地方公共団体が道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）である道路以外の道路の交付金対象事業の実施に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者に協議しなければならない。
- 6 地方道路整備臨時交付金は、第四項の規定により当該年度に提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、第二項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地方道路整備臨時交付金の限度額に配分割合（第四項の規定により当該地方公共団体から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施に要する費用の額を同項の規定により提出されたすべての地方公共団体の計画に基

(地方道路整備臨時貸付金)

第三条 (略)

2 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一・二 (略)

3 5 (略)

(高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等)

第四条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

(以下「機構」という。)の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百

づく交付金対象事業の実施に要する費用の合計額で除した割合をいう。)を乗じた額を基礎とし、当該地方公共団体における道路の整備の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に従い補正した額とする。ただし、その額は、第四項の規定により当該地方公共団体から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施に要する費用の額を超えることができない。

7 地方道路整備臨時交付金を充てて実施する交付金対象事業に要する費用については、道路法、道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

8 前各項に定めるもののほか、地方道路整備臨時交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(地方道路整備臨時貸付金)

第六条 (略)

2 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一・二 (略)

3 5 (略)

(高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等)

第七条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

(以下「機構」という。)の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料(機構法第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条にお

号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一・二（略）

2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）

第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。

一・五（略）

3（略）

4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることに

いて同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一・二（略）

2 機構及び会社は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法

（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この条において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。

一・五（略）

3（略）

4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で

よる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二〇四 (略)

5〇9 (略)

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等

第五条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 同意計画に定められた第四条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち、承継日において現に証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定によ

適切かつ効果的であると認められること。

二〇四 (略)

5〇9 (略)

（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等

第八条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 同意計画に定められた第七条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち、承継日において現に証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定によ

る登録を受けているものについては、承継日に、当該登録を行
っている登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登
録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4
6
(略)

る登録を受けているものについては、承継日に、当該登録を行
っている登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登
録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4
6
(略)

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
(略)	事業の区分		事業主体
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
別表（第三条関係）			
(略)	事業の区分		事業主体
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

改正案	現行
<p>(目的) 第九十八條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この節において「道路整備事業」とは、<u>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号若しくは第二号の高速自動車国道若しくは一般国道又は主要な同条第三号若しくは第四号の都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものの新設、改築、維持及び修繕（以下この節において「道路の整備」という。）</u>に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。</p> <p>4 6 (略)</p> <p>7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであって、<u>道路法第三十八條第一項に規定する道路の占有に関する工事、同法第五十八條第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九條第一項に規定する他の工事に該当するもの</u>のうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの（以下この節において「道路関係附帯工事」という。）及び国が委託に基づき施行するもの（以下この節において「道路関係受託工事」という。）</p> <p>七 十九</p>	<p>(目的) 第九十八條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この節において「道路整備事業」とは、<u>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十二年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕（以下この節において「道路の整備」という。）</u>に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。</p> <p>4 6 (略)</p> <p>7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであって、<u>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十八條第一項に規定する道路の占有に関する工事、同法第五十八條第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九條第一項に規定する他の工事に該当するもの</u>のうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの（以下この節において「道路関係附帯工事」という。）及び国が委託に基づき施行するもの（以下この節において「道路関係受託工事」という。）</p> <p>七 十九</p>

(歳入及び歳出)

第二百一条 (略)

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 刈 (略)

二 (略)

3 5 (略)

(削る。)

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百三条 (略)

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。

3 5 (略)

附則

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

(歳入及び歳出)

第二百一条 (略)

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 第二百二条の二の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入

ロ 又 (略)

二 (略)

3 5 (略)

(道路整備勘定における揮発油税の収入の帰属)

第二百二条の二 揮発油税の収入のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。)に定める額に相当するものは、同法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする。

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百三条 (略)

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)に要する費用で国が負担するものとする。

3 5 (略)

附則

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、第二十一条第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二十三条第二項若しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二十三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは「、都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四

第五十条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、第二十一条第二項第一号ロ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二十三条第二項若しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二十三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは「、都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四

項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。）とする。

359 (略)

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「交付を」とあるのは「交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを」とする。

359 (略)

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

11 (略)

12 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号へ中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 (略)

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号へ中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」とする。

第五十条の二 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、道路の整備の財源のために発行された公債の償還の財源に充てるため第四十二条第五項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れをする場合には、当該繰入れをする金額を限度として、各年度における国債の償還その他国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の貸付けに要する費用の財源に充てるため、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをすることができ、この場合において、当該繰入れをすることができる金額の合計額は、五千億円を限度とする。

11 (略)

12 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 (略)

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」とする。

第五十条の二 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、道路の整備の財源のために発行された公債の償還の財源に充てるため第四十二条第五項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れをする場合には、当該繰入れをする金額を限度として、各年度における国債の償還その他国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の貸付けに要する費用の財源に充てるため、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをすることができ、この場合において、当該繰入れをすることができる金額の合計額は、五千億円を限度とする。

2 (略)

3 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 第二百一条第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金はそれぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れを行う場合における第二百三条第二項の規定の適用については、同項中「道路整備事業」とあるのは、「道路整備事業（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付けを除く。）」とする。

2 (略)

3 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 第二百一条第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金はそれぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れを行う場合における第二百三条第二項の規定の適用については、同項中「交付を」とあるのは、「交付及び同法第六条第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付けを」とする。

○ 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金からの支払及び組入） 第六条（略） 2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>	<p>（資金からの支払及び組入） 第六条（略） 2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>

改正案		現行	
7 附則			
<p>整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 （昭和三十三年法律第	（略）	（略）	読み替える規定
	（略）	（略）	読み替えられる字句
	（略）	（略）	昭和五十九年度以前各年度
	（略）	（略）	昭和六十年年度
（略）	（略）	（略）	昭和六十一年度から平成四年度の各年度
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 （昭和三十三年法律第	（略）	（略）	読み替える規定
	（略）	（略）	読み替えられる字句
	（略）	（略）	昭和五十九年度以前各年度
	（略）	（略）	昭和六十年年度
（略）	（略）	（略）	昭和六十一年度から平成四年度の各年度

(略)	第三十四号 第二条
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

(略)	第三十四号 第四条
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	